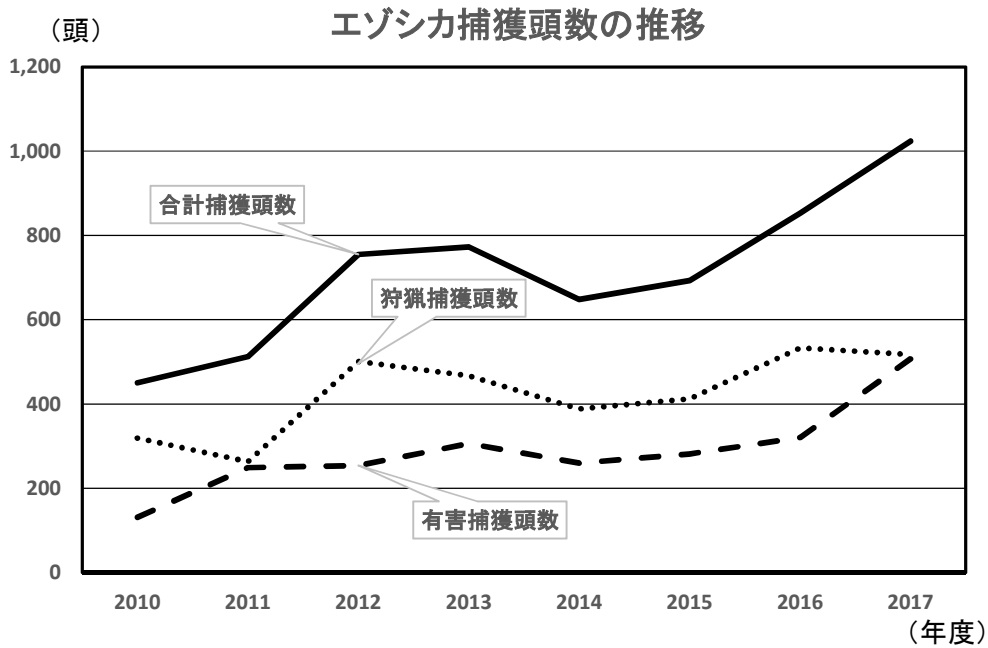


- ※ 1 農作物への被害のみを計上している。
- ※ 2 農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。



- ※ 1 狩猟捕獲頭数：狩猟期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。
- ※ 2 有害捕獲頭数：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の基づく捕獲許可を持って函館市内で捕獲され頭数。

緊急時の連絡体制フロー図

